

事金
工地
災地
被前

引き上げ特例を継続 国交省 請負額10分の5以内

国土交通省は、11年4

月の10分の5以内」に引き上げる。中間前払いの対

で災害救助法が適用され

月から東日本大震災の被災地の直轄工事で運用し

象となる工事について

特例措置の期間は13年

た岩手、宮城、福島、青森、茨城、

ている前払金の引き上げ

も、通常は「1000万

円以上で工期150日以

上」としているのを「請

特例措置を13年度も継続

負金額300万円以上」

とする。さらに工事と同

様に、設計・調査、測量

建設業者の着工資金確保

を円滑化し、迅速な復興

につなげるのが狙い。

業務や機械類の製造でも

特例措置では、通常工

事で「請負金額の10分の

前払金の割合も「請負金

額の10分の3以内」から

4以内」とされている前

払金の割合を「請負金額

「請負金額の10分の4以

栃木、千葉、長野、新潟
の6県の一部市町村で行
われる工事が対象とな
る。

前金払の特例継続

被災地対象に国交省

国土交通省は1日、東日本大震災の被災地を対象に2011年4月から措置している国発注工事における前金払の特例を、13年度も継続すると発表した。

国発注工事の前金払の割合を請負金額の10分の5以内とするほか、中間前金払の対象工事を請負金額300万円以上とする。対象地域は被災3県（岩手、宮城、福島）の全市町村や千葉県や茨城県など災害救助法が適用された区域。

特例は被災地の復旧・復興工事の本格化を受け、円滑で適正な施工確保を促す目的で措置している。

前金払の割合は、原則、請負金額の10分の4以内であり、中間前金払の対象は請負金額1000万円以上でかつ工期150日以上の工事。